

## 入院時生活療養費に関する事項

被保険者が療養病床に入院した時は、食費と居住費を生活療養標準負担額としてご負担いただきます。

療養病床とは長期にわたり療養を必要とする方のための病床です。

入院時生活療養標準負担額

区分	医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者	
	食費 (1食)	居住費 (1日)	食費 (1食)	居住費 (1日)	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者及び一般	460円	370円	460円	370円	460円	0円
低所得2 (90日までの入院)	210円	370円	210円	370円	210円	0円
低所得2 (12か月の間に90日を超える入院をした場合)	210円	370円	160円	370円	160円	0円
低所得1	130円	370円	100円	370円	100円	0円
低所得1 老齢福祉年金受給者	100円	0円	100円	0円	100円	0円

低所得2	世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者1」以外の方。
低所得1	世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が、必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方、老齢福祉年金受給権者の方。
特例	指定難病患者の方は、260円となります。